

1962年10月10日(第2回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時23分～午後5時1分)

2. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 繁太郎	8番	石田 英正	15番	宮城 盛昌
2"	比嘉 定亮	9"	安里 実明	16"	宮里 敏行
3"	天久 盛雄	10"	又吉 正弘	17"	伊佐 貞寿
4"	安次富 盛信	11"	石川 繁	18番	中里 幸助
5"	石川 真六	12"	大川 升	19"	武島 行男
6"	伊村 春果	13"	伊佐 真得	20"	仲村 盛光
7"	稻嶺 正康	14"	— — —	21"	古波藏 清次郎

3. 欠席議員は次の通りである

14番 仲村 喜永

4. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席したものは次の通りである

市長 仲村 春勝 助役 吳屋 真徳 収入役 仲村 春松  
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢山 安一  
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅 伊佐 正義

6. 議事日程は次の通りであります。

日程第1. 各部課別の業務、予算の説明について。

7. 会議の頃末

議長、出席16名であります。市町村自治法第53条により議会は成立致しました  
よつて、ただいまより(第2回目の)会議を開きます。

(午前10時23分)

日程第1. 各部課別の業務、予算説明について。

昨日に引き続き、各課別の業務、予算説明を財政課長さにお願い致します。

財政課長、財政課は、財務、収支、土地の3部間に分れております。

財務は税金の賦課徵収が主であります。所得を調査するため、那覇税務所や

コ<sup>ト</sup>ア税務所で源泉徴収税の状況を調べ資料を取つて.

固定資産税は、土地、家屋の評価で現況を見ての課税でありますので家屋については調査をして評価し、賦課する。

財産取得税も家屋を評価して、賦課するということになります。

\*、税その他諸収入の調定、賦課に関する事項について。

始めに予算に計上しますが、実際賦課してみてこれを調整するのが調定である。その他の収入については、財産の買却や使用料等であります。

\*、課税合帳整備に関する事項について。

課税合帳、土地台帳、家屋課税合帳、償却資産課税合帳という様に帳簿が備へられなければならない。これは賦課するための帳簿であります。

\*\*、財産状況の公表に関する事項について。

これは毎年12月までのものを3月に、6月までのものを9月に年2回公表することになつておりますが、多忙のため遅れておりますが、近目中には公表出来ると思つております。

\*、決算及び出納検査に関する事項について。

予算の場合は総務が担当しますが、決算の場合は財政がもつようになつております。

\*、その他財政出納に関する事項について。

金銭的なものは総務で財政が出納するということになります。

\*、徵収係～町が発展するに従つて、納税成績が悪くなるような傾向になつて心配しております。

そのため11ヶ月に出張して懇談会を持ちましたが、成果がありました。又奨励のため優良者に対しては賞金等もやつております。

\*、土地係～主に軍需地関係を担当している。家屋等も年1,000とう平均増へ、調査、課税と忙がしいので土地係の方でも課税をしてい る状況であります。

\*、現在財政課の職員が、18名であります。その内訳は次のとおりで

ある。

財務が 7 名、出納が 1 名、固定資産評価員が 1 名、徴収が 3 名  
土地が 6 名となつております、

今の處徴収の方が人員不足という状態であります。

今後は特に徴収面に力を入れて行きたいと思つております。徴収がうまく行かないのは、税賦課をしてから徴収に行くので又年申賦課に重ねてあると、

外人関係の賦課は従来取られなかつたのもありましたが、今年からは賦課する様に努力しています。外人の場合は特に貢単や移動がはげしく、直ぐ賦課徴収しないとむつかしいので、特定の人を当てて徴収、賦課、調査を担当させております。

3名の中 1人は外人関係、1人はまど口、1人は出張徴収に出ている。  
徴税係は使用料の徴収（市場も完成し 40 件余貸があり又食糧会社あとの土地使用料並びにと場の使用料も毎月徴収しなければなりませんので、）1人はそれに、今度新しく職員を増員したのでありますが、1人は徴収の方に、1人は固定資産評価員に（土地、家屋の評価）なりましたので、2人はふえております。

以上もつて業務を終り、予算の説明に入ります。

\*、固定資産評価員費～新しく評価員として任命したものであります。  
前議会では補助員で評価してくれとのことありましたが、評価員費を置いて、補助員を置けるということになりますので、今回置くようにしてあります。

補助員は各字から 1、2 人置きたいと考えております。

\*、時間外勤務手当～これは仕事の関係で 5 時後でなければ会えないといった場合もありますので、この場合の手当であります。

\*、食糧費～これは、時間外等の場合夕食などをおあげしております。  
(これは評価の場合の食糧費である)

外は予算書の付記を御覧になれば良くおわかりのことと思います。

\*、と場費について、去年と今年との予算が異なると思われますが、

これは改築したためであります。施設費は1万7,600\$であります  
8節の報償費はじめ医に対する謝礼金であります。

12節の燃料費は従来までは業者負担でしたが、今度使用料を60¢  
にして、燃料費は市がもつようになつて計上してあります。

外は予算書の附記を御覧になれば良くおわかりになる思います。

\* 11 款諸支出金～

1目諸手当～これは出張微収の場合の手当であります。1日30\$

2目旅費～これは他市町村に微収に行く場合の旅費であります。

3目滞納処分費～これは滞納の場合の品物運送費であります。

財産関係のプリントを後で配布することにいたします。

以上以つて財政課の業務、予算説明を終ることにいたします。

議長、16番宮里敏行議員の出席を報告致します。

”では次に建設課長にお願い致します。

建設課長、建設課の業務並びに予算の説明を致します。

建設は土木と都計の2つの部間に分れております。土木係の方が9名、都  
計係の方が3名であります。

土木の方は1から8までの部間に分れている。(条例の36P参照)最近重機が入りましたので、これも土木に入るわけであります。

都計の方は1から9までの事項に分れております。

次は予算の説明に入ります。

\* 4款土木費

1項1目道路維持修繕費～部落周辺の小さい道路や村道等を維持整備し  
て行くためである。

現在計画の段階で施設の段階ではない。総合的な計画があみだされてからでないと出来ないので、それまではどうするかというと現況を維持しながら、村道であるところの基本幹線(今までこれは残るというもの)をまだな使いはしないで、各部落の道路は計画が立つまで暫らく見合せて置くと、村道と部落の周辺の小さい道路を維持して置こうと考えております。

\* 賃金～市の建設工事に使務するため、大山、鍋敷に石粉山を約1,000坪

購入致しましたので、石粉山に通ずるあん渠とか道路修繕等に要する資金であります。

20 節の借料及び捐料～大山・宣野湾で道路工事をやつておりますが、基本施設測こう、あん渠等は市や政府がやり道面の修繕等は市の方でやる。道路の整備は測こうとかであり、施設は強化して路面材料は市でやる。場合は一回で短期間でやるというので、そのときの車、重機類の借上料もふくまれております。

26 節の原材料費～一回の工事が満足にやつたつもりのものが後で、あん渠が必要であつたとか、又コンクリで、もう少し測こうを上げるべきであつたとかの場合にセメント、パラス代等の小さい工事の費用であります。

24 節は予算があれば仕事をやるつもりで費目存置にしてある。

2 目の道路新設改良費～経済局では未だ調定はやつておりませんが、長道を後々所やりたいと思つております。

8 割は政府、2 割は地元負担となつております。

4 目の排水工事費～大山、伊佐の境界の河川工事で技術的には調定できていが、都市計画とマッチして進めたいと思つております。

5 目の食糧費～これは工事施行等の場合政府から見えられるので、その接待費であります。

23 節の修繕費～これは重機類の修繕費であります。

2 項1目調査費について、未だ調査は完了しておりませんが、政府に一応見てもらうと思つております。

8 節報價費～前年度は日本建設省から技術官を招へいして15日間にわたりてマスタープランを作りつもらつたので、1,000 番計上してありました。その他必要があると思ひ費目存置にしてあります。

9 節賃金～これは30番50番の6名分であります。

22 節委託費～現況測量については、色々の方法があります。

ここ4、5ヶ月の間は再び測量はしないだろうとの事で、わずかの紙面に宣野湾市の現況を写してしようあくし、その上に我々は図面を引くと、又プランを立てる上からも、工事を施行するにもその他色々の面で、前面

がないと仕事が前に進まない。

図面は始め 500 分の 1 で作り、次に 3,000 分の 1 に縮図し、次々に 5,000 分の 1、12,000 分の 1 に縮め、この 4 種類の図面が各々使いわけられております。マスター・プランを引く場合は、3,000 分の 1 を使用し、これは日本法でそうなつております。

500 分の 1 は土地の問題が発起するとき、土地測量の図面がありますから、これを重ね合せることによつて、だれの土地がいく坪どういうふうに道路等にかかるということが分る。又 500 分の 1 を作つておけば、将来二度と測量する必要はない。

次は地積測量であります。これは原則としては政府がやるべきものである。我々が書けないのは、大謝名、宇垣泊地区があまりに発展が急で、市がはやばやしている間に米人貸住宅が 2,300 件も出来てしまつたと始めからしつかりした計画が出来ておれば、こういふことは起らなかつたすなわち、発展の速度と計画の速度がマツチしなかつたのであります。

又 800# は野高の知念堂原の地積をはつきりしておかなければ、どうにもならないので、その費用であります。

不明確の地積図の上に計画を立てると、後で大きな問題が起りますので、  
3 目の報酬～これはマスター・プラン等作つて後町名地番の変更や市民の意見をきいたりする委員会の費用であります。

4 目 32 節負担金～これは日本都計協会への負担金であります。

以上もつて建設課の説明を終ることに致します。

議長 これを以つて、午前の日程を終ることに致します。午後は 2 時より再会することに致します。

- ” 休憩致します。(午後 0 時 6 分)
- ” 再開致します。(午後 2 時 5 分)
- ” 午前に引き続き各課の業務、予算説明について。
- ” 水道課長さにお願い致します。

水道課長 では水道課の業務、予算の説明を申し上げます。

水道課長、一時町村に過ぎませんしては、ゆい一つの公営事業で丹念もまく水も豊富で  
よければいいよい、そういうふれ水を供給致しまして、市民の保健増進、衛生環境の向上と合せて住民の生命財産の保護と、この様に重大な責務を負はせられたります。

これだけ大事業になりますので、その運営にシリシレには、それだけの経済性を考慮しなければなりませんが、そつてには公営企業とちうておかれている様に水道事業も一つの公共的な事業といつてあります。公営企業の關係で、そこにはまた複数ありますから、それだけの運営面に過ぎませんが、少しの措置で最大の効果を上げていかなければなりません、そつての特別会計とはつてはいる、それは義務内容について算定額を上げます。

水道事業は財務省令、義務法、監査係の三つに分れております。

各施設は～1から7までに分れ、係第1名で水道施設を担当している  
複式記録で内に記入しなれば出来ないつて、大きな事務を担当してあります。

ド、義務係～11名、檢針2名、監査3名（一人当り300せん）

調査又は（内務）監視、資材係を含めこう名であります。  
ド、監査係～11名と検針2名であります。

配水2名、給水2名。

住民の要望にそつて、速くに給水しますからよいつて、又資材  
や水でもまだがよい様にしてあります。

水道課長、では次は予算の説明に入ります。

ト。（才八つ目）

主張又は～主張又はと主張外又はと二つに分れてあります。

主張又はが1戸大きい収入で、そつ内に水の使用料が73,422円と  
よつてあります。これは去年の実績からおしらしにて、年平均  
1戸当り11,3m<sup>3</sup>を消費している。

主張は平均43m<sup>3</sup>で種類に改めると年平均2,276で、

及改正しては原則で計算した金額であります。

営業費は 7,21 \$ で、62 年度の実績が御座いますので、この水道使用料を月別に給水せんと増加分を合せまして計上した水使用料は、62,059 \$ 、一般の分が 78,422 \$ でこれはマーシ地区の米人貸住宅が入っています。マーシ地区は大山の旧部落で 248 件の住宿があります。そこの水使用料が 16,327 \$ となつております。

量水器使用料～本年度の最終目標が、2400 余あります。これに月 15 ℗ の使用料を × けたのが、3,597 \$ であります。

\* . 工事収益～60 ℗ の 950 せんとなつておりますが、本年度の目標が 950 せんを取り付けたいと思つております。各家に引込みをする場合、道路から屋敷に連結をする。そして見易い処に量水器を取り付けるが、その場合えん管を使つしますので、その代金として 60 ℗ の立かえ分であります。

設計手数料～本市では申込者から徴収しておりますが、他市町村の場合申込手数料、資材の検査手数料等も徴収しております。又工事完了の場合には現場の検査手数料も徴収しているようですが、本市の場合は徴収はしておりません。

\* . 2 項 1 . 2 目について～なにゆえ督促手数料、延滞金等取るかとききますが、条例にもありますし、水道料金を早めに取めて載なくといふ意味では、これもなければならぬと思つまして、賃目存置にしてある。

\* . 過年度収入～62 年度の未徴収額が 6,840 \$ 余りありますので、今年度内に 70 % を徴収したいと思つております。その額が 4,788 \$ であります。

\* . ( 才出 ) に入る。

営業費と建設改良費の二つに分れております。

1 目 経営費～これは事業を行う上の経費となつております。

4 節 の 旅費は車、水道公社、政府等に出張する場合の旅費であります。

12 節 の 燃料費は車のガソリン代であります。28 節 の 車も含めて 2 合分となつております。

一台では不便を来たしてありますので、給水工事に支障のない程度の車

を購入したいと思っております。

\*。13節の食糧費について、これは工事・都合上夜間もしなければ出来ない場合もありますので、そ・とき・夜食、又水道公社、資材会社等の来客接待費であります。

\*。16節通信運搬費～これはマーシ250件 それ以外に賃住宅が257件ありますので、そこに通知書と領収書を郵便で出しておりますので。

\*。2目受水費～去年の実績からおして、年平均よりは毎月の消費料からおした方が効果的であると思いまして。

7月が26,622 m<sup>3</sup>でこれの70%が3,801 m<sup>3</sup> これをガロンになおしますと1,004万ガロン これに原水値の21.94をかけたのが2,202\$780であります。70%と後の30%はドスかといいますと、後針を早めるため立方未満の端数は切り捨てております。

\*。15節～去年の有料水量と受水量との比が30%少ないので、全部が漏水かというとそうではなく、立方m以下も読みを取り、今まで計算していない。又調定減、火災演習履歴、火災の場合等、不換水量などがあり、これを計算すると20%位ではないかと思う。

本年度からは端数や火災に使用した量等も計算して、金になる水量と、金にならない水量の統計を取つて量水器のメータ等の不良もどしど取りかえて行きたいと思っております。

\*。3目減価償却費～器具の中に耐用年数が異なるものがありますが、年数で10年、30年、60年等ありますが、配水設備を40年給水設備を35年とし、機械装置を12年、車輪を3ヶ月年、その他の機具備品も細分して、耐用年数を定めて計上したもののがあります。

\*。2項1目元利償還金～60年の5月から工事を始めて7月から給水を始めた、その間の開発公社からの起債が、\$ 98,100 \$ であり、この最終の借入月日が去年の12月26日で1ヶ月のすえ置きて、15ヶ月の年賦償還になつて、年利率4%で今年の12月から元利を償還しなければいけない様になつていますが、これは2回に分けて支払う様になつております。今年の12月と明年の6月の支払期であります。

\* . 2 目 3 節の給料～職工が給水の連結工事に毎日働いておりますので、これの 3 名分であります。

\* . 9 項 賃金～職工の外に人夫を使つておりますので、これ等の賃金であります。

\* . 12 項の燃料費～これはえん化ビニルを接觸する場合のトーテランプのカーリング代であります。

\* . 24 項 工事請負費～給水工事は職工がやるのが立前であります。忙しい場合には、指定店に請負うのでその場合の賃用であります。

以上もつて水道課の業務、予算説明を終ることに致します。

議長～暫休憩取します。(午後 3 時)

議長～再開致します(午後 3 時 10 分)

議長～次は予算の才入面を助役から御説明願います。

助役～予算の場合、自治法で市町村長は毎年計年度才入才出予算を調製して年度開始前に議会の議決を経なければならないとなつております。年度前なら何時でも良いかとの事になりますが、此れも改正で 20 日前までとなつております。

議会運営面で通常予算を審議する定期会は会期も 20 日間となつておりますので、これを見越して 20 日前に提出しなければならないということになつております。

予算は市町村長が調製して議会の議決を経て始めて成立し施行されます。以前は国家行政から市町村行政は制約されていましたが、現在は民主政治になり、自治体の力に応じるように、又地方自治の進展を強調させるようになつております。このため予算の方もこの方針でやるようになつております。様式は法で規定されています。

昨日から今日まで市長、各課長からの施政方針、業務内容、予算説明等がありました。私は予算の才入面を御説明致します。

予算には法経済と市経済とは變つております。市経済は入るを計つて出するを制するが、法経済は反対であります。

自治法に基づいて、行政は任民の福利増進に基本を置くと云う事で、予算のありかたからしても住民に如何に有効にサービスして行くかと云う事が基本になつております。

63 年度当初において本市では、どのようにして需要をみたすかと云うと第 1 項目に市税であります。次は市町村交付税、公営企業及び財産収入、手取料、使用料等の項目でまかなうことになつております。外に賦役と現品がありますが、当市では課してない。

需要額で消防庁舎建築費等の臨時約のものもありますが、これが本市の経常的の財政規模であります。その内訳は予算書の通りであります。予算の半分は市の財源でまかなつておりますが、義務的経費が 55 %

- 議長 消費税経費が 4.1% でその他の 4% となつております。  
 財政のありかたからして、祝で人件費をまかなうべきであります。現在 6.4 億市町村の内わずか 9.6 市町村だけが人件費をまかなつている状態であります。  
 当市としても、5.5% に対し約 4.0% がしかまかになつてない現状であります。只今は予算の総額を比較的申し上げました。  
 市では普通税だけで目録税はありません。  
 これには市民税・固定資産税・事業税・不動産取得税の 4 種が祝法でうたつてある税目であります。  
 市税の総額が 78,760 \$ で内 58,014 \$ が現年度分、残り 20,746 \$ が滞納の取立分となつてます。  
 才入は 1 年分を予算計上し、その率も 100% にして計上すべきであります。御承知のとおり全額徴収されると云う市町村はわずか 2.3 個市町村に過ぎません。  
 計上率 100% にした場合、税が入らないと予算執行が出来ない状態になるので、これをさけるような予算の立て方をしなければならない。  
 先にも申し上げましたように、予算は行政の道しるべであり、行政計画書でなければなりません。  
 実施可能な予算でなければなりませんので、90% の率で計上してある  
 議長～暫休憩致します。(午後 3 時 15 分)  
 議長～再開致します。(午後 3 時 20 分)  
 助役～では続けます。  
 1. 市民税の方は滞納額越分が 5,500 \$ として計上してあります。  
 2. 固定資産税は土地・家屋・機械資産に課される税であります。この方は年々相当延びて来ています。  
 3. 事業税は所得を課税標準として課しておられます。850\$ 以上 850 \$ までと、8,500\$ 以上に分けられて 100 分の 3, 100 分の 4, 100 分の 6, 100 分の 8 の率で課されております。  
 個人には第 1 種と第 3 種があつて、税率も異つております。第 1 種が普通の事業所に課す税で、第 3 種が技術を要する事業で市町村税法に示められる通りであります。  
 事業税は外の處より徴収率が悪いので、計上率も 80% にしてあります。  
 4. 不動産取得税は、土地・家屋を取得した場合の課税で控除額がありますが、それを差引いた残りに 100 分の 1 の税率で課し、この方は全額徴収となつてます。  
 前は 9 種目でしたが、難税は整理されて 4 種目となつてます。以上が当市の普通税で本年度分が 53,760 \$ 余で、此の内訳は個人が約 3 万徐事、法人が 2 万徐事であります。  
 議長～具今定刻 4 時であります。後暫く時間延長をしたいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

助役～2款の市町村交付税について

市町村の進歩を計つて行くのが、政府の施策でありますので、ひもつきでなく市町村財源のように予算に組入れて自主的に選用させている交付税法では市町村の基準賦収の需要額が収入額を上まわる場合、その額を交付することで、これがない場合は地方行政は最低の運営也不可能あります。これは政府税の所得税・法人税・酒税・煙草酒貿易税・葉煙草輸入税・酒類消費税の6つに大きな税収入の8.9%を地方交付税にあてるということになつてゐる。

63年度は18,285,500\$の8.9%既ち1,627,367\$が交付税全額であり、これにも普通交付税と特別交付の2種類があります。

普通交付税は毎年交付される税で、特別交付税は災害やその他特別の事情がある場合に交付される税である。

基準賦収收入額は市町村税を対照にして見ると云う事になつてゐる。

3款の公営企業及び財産收入について

1目の基本財産収入は株券の配当だけであります。

2目の普通財産収入は民、政府、米軍に貸した市有土地の賃料と普大間登記所の家屋、賃料となつております。

非課分地賃料は11款の収入になつております。

政府からの土地賃料は郵便局と保健所敷地の分であります。

4款の使用料及び手数料について

1目の使賃料はと場、市場の使用で、2目の手数料は諸証明、戸籍、住民登録、督促、その他すべての手数料であります。

5款の政府支出金について

政府の仕事を市町村に委任して、それに対する支出金と又市町村自体でやるべき仕事をその施政でまかなうことが出でないで、政府の施策として補助するための政府からの支出金であります。

1目の統計職員は全額政府補助という事になつていますが、身分は市職員でありますので、それによつて給与を算定しなければなりませんので、全額補助とはならない現状であります。

2目の援助関係は事務分量によつて補助されていますが、大体50~60%の補助額となつております。

3目の土木事業関係は建設局と経済局関係の両方が含まれますが事業の80%は補助されるものとして計上してあります。

4目失業体策関係は、政府でも直接やつておりますが、市町村でも自主的にやらせると云う意味で補助され、主に労働者で全額補助であります。市の状況から政府の給与ベースでは失業対策事業とは云うものの、うまい具合には行かないと思つて市としても自主的に予算を計上してある。又資材は市町村でもつと云うことで、これと合せて計上してある。

5目は前からの分と大体似ている。(産業補助金)

6目都市計画事業補助金であります、今回期に予算を計上していますが、今まで調査の段階で、今度から政府で事業費として補助するとの事であります。

2項1目民政府補助金については、消防庁舎の建築資金で資材は現物支給をすることになつております。

6款寄附金については、市昇格に1,000 \$消防庁舎に1,000 \$見積りで計上してあります。

7款繰入金については、才出で基本財産積立金からの支出であり、主に消防庁舎の建築資金として繰入れてあります。

8款繰越金については、年度年度で予算を消化するのが立派でありますが、前年度で起債の償還をすべきのを借入の都合で本年度償還するようになりましたので、繰越されております。

9款4項4目の収入軍用地・非耕分土地賃貸料については、布令で市町村長管理になつております。  
市町村長が自主的に報告出来るようになつてゐる。

以上もちまして予算の才入面を終りますが、説明がまづくてわからぬ点もあつたと思いますが、後で質疑にお答えしたいと思つております。

議長～暫休憩致します(午後4時20分)

議長～再開致します。(午後5時)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。

尚、明日は午前10時より会議を開くことに致します。

散会(午後5時1分)